神宮　茂男　松本　三平
旭日単光章を授ける（各通）（以上二月二十九日）
齊藤　茂
瑞宝小綬章を授ける
鈴木　秀明　高橋　昇
川村　哲夫
但馬　直道　土屋　貞雄　原口　薫好
藤田　主計　吉兼　洋一
瑞宝双光章を授ける（各通）
秋山　雅夫　衞藤　秀義　徳留　孝宏
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十七日）
宇佐美　乾　大仲　國夫　岡本　武重
尾後貫一巳　川田　正　小坂　博
佐々木　緑　鯖屋　廸允　田中　清一
林　祐司　松本　康夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
猿渡　正　西川ヨシエ　先崎　充
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十八日）
東　徹哉　平石　優
瑞宝小綬章を授ける（各通）
秋山　直也　石原　靖夫　梅川　陽司
江原　孝　大野　正彦　小栗　脩
木谷　正雄　桑畑　公康　小水流増男
小林　藤惠　笹埜　弘文　志賀　隆
中川　康次　真野　毅　山本　寛美
依田　富男
瑞宝双光章を授ける（各通）
久保井英夫　兒玉　安男
迫田　秀雄　佐藤　満
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十九日）
本田　昌
瑞宝小綬章を授ける
富岡　英夫
瑞宝双光章を授ける（以上三月一日）
（東京工業大学名誉教授）　稲田　祐二
瑞宝小綬章を授ける
岩元　茂夫　尾河　隆　高取　進
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上三月二日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年三月二十八日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

横尾　浩之　山寺仁太郎　清水　正秀
山上　納　松本　一江　大田　俊夫
吉濱有紀子　西　幸男　殿岡　チカ
佐藤　由起　平澤三之助　渡邉　禎祥
山口　勝弘　後藤　九　宮崎　芳郎
寺田　文代　進藤　一弘　梶　格康
佐伯　正　小山　壽　中村　昌光
一田　幸男　後藤由起子　奈良幸次郎
中村　己義　中村都美子　阿部　典子
吉澤　俊子　尾上　君子　舘盛　貞信

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年三月二十八日、紺綬褒章を贈与された者は、次のとおりである。

中華人民共和国人　胡　昌秀

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年三月二十八日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

榮　聰　寺田小太郎　里中　宏江
高橋　秀夫　小林　登　武富　秀夫
松谷　正光

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年三月二十八日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

小林　清春　畔柳　榮　赤﨑　勇
塩原　友子　岡本　健彦　松本　了
蟻川　浩雄　高野　祥一　青木政一郎

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

長岡今朝吉

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年三月二十八日、紺綬褒章に付する飾版を贈与された者は、次のとおりである。

中華人民共和国人　王　厚龍

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を贈与する

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年三月二十八日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

古賀常次郎　松尾　敏男　加藤　孝造
麻田　脩二　新村タネ枝　角川　文子

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年三月二十八日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

ゴールドマン・サックス証券株式会社
三ッ輪運輸株式会社
株式会社ヨロン
但陽信用金庫
国際ソロプチミスト松江
吉澤石灰工業株式会社
医療法人富田浜病院
株式会社シー・エム・シー

褒章条例第三条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年三月二十八日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故曲子光男遺族　曲子　明良

褒章条例第六条により褒状を授ける

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年三月二十八日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故中尾淑子遺族　中尾　剛

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける

賞杯

公同の事務に勤勉したので、平成二十四年三月二十八日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故間野道英遺族　間野ヰリ子

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、セネガル国大統領マッキー・サル閣下の大統領就任につき、四月二日御祝電を発せられた。

新年に際し、中央アフリカ国大統領閣下から天皇陛下へ御祝電を寄せられた。

官庁報告

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、北海道労働局の関係事業主を代表する者三村秀尚の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成24年4月4日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、北海道労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成24年４月18日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　北海道労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

（注）1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。